

ミツヒロニュース



働き方改革により、人材不足が顕著になっていますが、凄い人材確保策がありました。京都市のステーキ丼専門店「佰食屋(ひゃくしょくや)」では、ランチのみの営業、3つの基本メニューで1日100食限定。100食販売した時点で営業を終了するのです。1日の売上を一定額確保できるうえ、午後6時前には社員全員が帰宅できるため、労働時間が制限される人でも柔軟に働ける仕組みです。スタッフの満足度が高いので、お客様にも自然と笑顔で対応できます。この戦略は、人手不足知らずで、企業の持続性を可能にする方法の1つでも有ると思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇軽減税率制度開始に伴う「簡易課税制度の改正」

◇中小企業が使える「軽減税率対策補助金」

◇今月のお勧めセミナー
第4回 税務・会計セミナー
「交際費の税務ポイント Q&A」

◇あとがき
「読書の夏！」



軽減税率制度開始に伴う「簡易課税制度の改正」

Q

私は個人で農業を営んでおり、栽培した農産物（食品）を市場へ出荷する他、観光果樹園を併設して行う次の収入もあり、年商は毎年2,000万円程度です。

・その場でもぎ取り食べてもらう入園料の收受 ・お土産用の個別販売

ところで、消費税率が8%と10%の複数となる今年10月から、税率ごとと経理しないと聞きました。しかし、家族経営のため事務人員がさけません。そこで、消費税の納税計算について、簡易課税制度の適用を考えています。簡易課税制度の適用にあたり、何か注意すべきことはありますか？

A

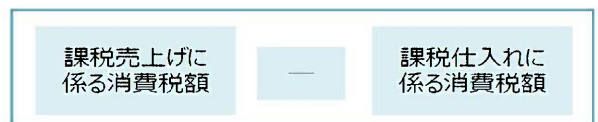
令和元年10月1日から消費税率が10%へと引上げられると同時に、8%の軽減税率制度が始まります。このような複数税率となることから、原則、税率ごとに区分して経理することが求められます。この軽減税率制度開始や区分経理に伴い、簡易課税制度は大きく2点改正がされました。適用の際は、その点をご注意ください。

1. 簡易課税制度とは

消費税の納付税額は、課税期間（原則、個人は暦年、法人は事業年度）ごとに、右上の算式により計算します。

この算式のうち右側の“課税仕入れに係る消費税額”について、基準期間（個人は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、一定の届出書を期限内に提出することで、実際の課税仕入れから計算するのではなく、算式左側の“課税売上げに係る消費税額”をベースとした、右下の算式により計算ができます。

この“みなし仕入率”とは、課税売上げを次の6つの事業に区分し、その事業区分ごとに設定された率です。



(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

このように、課税売上げのみを把握していれば、消費税の納付税額を計算できるのが、簡易課税制度です。ただし、基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超えた課税期間には適用できない他、原則、2 年間は適用しなければなりません。

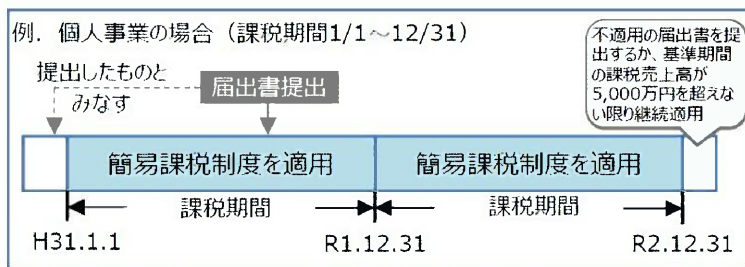
【事業区分】	【みなし仕入率】
第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（サービス業等）	50%
第六種事業（不動産業）	40%

2. 改正その① 届出の期限の特例

簡易課税制度の適用を受ける場合には、原則、適用しようとする課税期間開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下、届出書）を所轄の税務署長へ提出します。

この届出書の提出期限について、軽減税率制度開始に伴い、主に次の特例が設けられました。

対象事業者：	課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することについて困難※な事情がある基準期間の課税売上高が5,000万円以下である中小事業者 （※）困難の度合いは問われません。
主な特例の内容：	届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる
適用対象期間：	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間（提出は、令和元年7月1日から可能）



3. 改正その② みなし仕入率の改正

軽減税率制度の開始により、令和元年 10 月 1 日以後の取引から、第三種事業に該当する製造業等のうち、農業・林業・漁業のいずれかが行う、軽減税率制度が適用される取引は、これまで第三種事業であったものが第二種事業として、みなし仕入率 80%が適用されます。

対象事業： 農業、林業、漁業

①対象範囲
消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分

②みなし仕入率
第三種事業(70%)→第二種事業(80%)

適用日： 令和元年10月1日以後の取引

図 1

適用を開始する課税期間	届出書の提出期限
平成31年1月1日～令和元年12月31日	令和元年12月31日（特例）
令和2年1月1日～同年12月31日	令和2年12月31日（特例）
令和3年1月1日～同年12月31日	令和2年12月31日（原則）

4. ご相談のケース

(1) 届出書の提出期限

ご相談のケースは個人のため、課税期間を原則の暦年と仮定した場合の、簡易課税制度の適用を開始する課税期間に応じた届出書の提出期限は、それぞれ図 1 のとおりとなります。

(2) みなし仕入率の改正

ご相談のケースは農業であることから、令和元年 10 月 1 日以後は、先述のみなし仕入率の改正の影響を受けます。収入の内訳ごとに適用するみなし仕入率を、次に例示しました。適用するみなし仕入率を誤らないよう、ご注意ください。

特に届出の期限の特例は、対象事業者であれば業種は問いません。期間は短いものの、対象となる課税期間内に適用すべきか否かを検討できることが最大のメリットです。ただし、簡易課税制度の適用はデメリットもあります。慎重な判断が求められることから、適用を検討される際には、必ず当事務所までご相談ください。

収入の内訳（例示）	適用するみなし仕入率	
	～令和元年9月30日	令和元年10月1日～
農産物（食品）の市場出荷に係る収入※	70% （第三種事業）	80% （第二種事業）
観光果樹園でもぎ取りその場で食べてもらう入園料の收受	70% （第三種事業）	
観光果樹園での土産用個別販売収入	70% （第三種事業）	80% （第二種事業）

（※）令和元年 10 月 1 日以後は、委託販売に係る農協等の販売手数料を差引いた額を課税売上げとすることはできません。

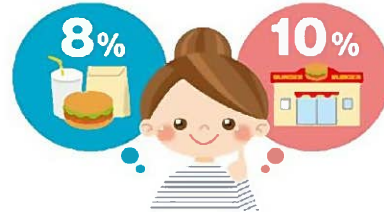
レジや請求書の軽減税率対応が必要な中小企業が使える

軽減税率対策補助金

10月から消費税軽減税率制度が始まります。これに伴い、お店のレジや請求書管理システムなどについて、複数税率への対応が必要になります。ここでは発行日時点の情報を元に、中小企業・小規模事業者等を対象に、複数税率対応レジや券売機の導入、改修、請求書管理システムの改修等に要した経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」をご紹介します。

レシートや請求書に何が増えるの？

10月からは現行の記載事項に加え、レシートや請求書に、次の2つの記載が必要となります。



- ① 軽減税率対象資産の譲渡等である旨
- ② 税率毎に区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

つまり、追加が求められるのは次の2点です。

追加する記載 その①
どれが軽減税率 8%の対象で、
どれが標準税率 10%の対象であるかが
客観的に分かるような記載

追加する記載 その②
8%と 10%、それぞれの税率ごとの合計額

〇〇マーケット 東京都.....		
××年10月3日		
領 収 書		
肉 ※	1	¥864
野菜 ※	1	¥216
雑貨	1	¥550
合 計		¥1,630
(10%対象)		¥550
(8%対象)		¥1,080
(内消費税等)		¥130
お預り		¥2,000
お 釣		¥370

※印は軽減税率対象商品

なお、多数の商品を登録できないレジの場合は、一般的な総称（例えば八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」等）も認められます。その商品が軽減税率の対象かどうか把握できればOKです。

この複数税率対応のレジや請求書システムの導入・改修を令和元年9月30日までに完了すると、「軽減税率対策補助金」が利用できます。補助金の概要は下記をご覧ください。

軽減税率対策補助金

詳しくは <http://ww.kzt-hojo.jp/>

複数税率対応レジの導入支援

日頃から軽減税率対象商品（飲食料品等）を販売している中小の小売業者等が対象です。



※補助率は原則3/4ですが、レジ1台のみ導入を行う場合で3万円未満の機器については4/5、タブレット等の汎用端末の場合は1/2となります。

(次頁へつづく)

※上限額は、レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円、商品マスタの設定等が必要な場合には、プラス20万円で上限40万円です。**1事業者あたりの上限額は200万円**になります。

※レジ本体の他、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー、キャッシュドロア、クレジットカード決済端末、電子マネーリーダー、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ、ルータ、サーバ）も合わせて補助対象となります。

※リースによる導入も、一部を除いて補助対象となります。



請求書管理システムの改修等支援

日頃から軽減税率対象商品（飲食料品等）を取引している中小の卸売事業者、製造事業者で、軽減税率制度の導入に伴い、請求書管理システム（区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム）の改修等を行う必要のある事業者が対象です。



また、**ご自身で**パッケージ製品等を導入し**受発注システムを改修・入替**する中小の小売事業者、卸売事業者への支援も実施されています（システム会社に依頼し行う改修については、既に募集が締め切られました）。

補助金の他、日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫では、レジや券売機の導入・改修やシステムの改修・入替等の費用の融資制度（最優遇金利）が実施されています。こちらはお近くの公庫支店にお問合せください。

参考文献： ■ M y Komon

★ 今月のお勧めセミナー

★ 第4回 税務・会計セミナー

★ 「交際費の税務ポイント Q&A」

交際費以外の名目で費用処理しても、税務署は「交際費等」と判定することがあります。税務調査で取り上げられる重点項目について「どのようなものが交際費となるのか」「他の費用として処理できるのはどのようなケースか」等をQ&A形式で解説します。奮ってご参加ください。

（開催日 9月10日（火）セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。）

あしがき 和田です。先日アマゾンで本を物色していた時に、「論語と算盤」の現代語訳版（致知出版社）をたまたま見つけ、購入しました。難しそうという理由で敬遠していたのですが、現代語訳になっているため非常に読みやすく、百年も前の本なのに古臭さなどは感じられず、今まで読んだどのビジネス書よりも興味深く読みました。また、別の日に物色していると「目からウロコが落ちる奇跡の経済教室【基礎知識編】」という本を見つけました。タイトルに惹かれて購入し、3分の2くらい読みましたが、いろいろ衝撃を受けました。【戦略編】も出版されたいのでこちらも読んでみたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

